

門真市農業委員会委員募集要項

門真市農業委員会委員（以下、「農業委員」という。）の欠員による補充のため、農業委員の募集を、下記のとおり実施します。

農業委員については、農業者・農業者が組織する団体等からの推薦及び募集への応募の結果を尊重して、市長が、議会の同意を得て、任命します。

1 募集内容

- 募集人数 1名
- 任期 任命日から令和8年7月19日まで
- 身分 門真市の特別職の非常勤職員（地方公務員法第3条第3項第2号）
- 報酬 月額28,000円
(門真市農業委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例第1条)

2 主な職務内容

- 農業委員会総会（毎月1回（平日）開催・1時間程度）における農地の権利移動や転用に係る許可等の審議・決定
- 許可・届出・証明書発行等に関する現地調査（月2回程度）
- 農地の利用状況調査（農地パトロール・年1回）
- 農地等の利用の最適化推進（担い手への農地利用の集積集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）に係る活動（週1回程度）
- 地域の話し合いの場への参加
- 農業者からの相談及び農業者への助言・指導
- 農業委員会等が開催する会議及び研修会への出席

3 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関して、その職務を適切に行うことができる者で、次のいずれにも該当する者

- (1) 門真市内で農業に従事する者または住所・勤務先がある者
- (2) 門真市の職員でない者

ただし、次のいずれかに該当する者は除きます。

- 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 門真市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者
- 法令等により農業委員と兼職ができない者
(例：固定資産評価員・固定資産評価審査委員会委員・教育委員等)

4 推薦及び応募の方法

下記の提出書類にご記入の上、添付書類を添えて、門真市農業委員会事務局まで、郵送または持参により提出してください。なお、ご提出いただいた書類については返却しませんので、ご了承ください。

○提出書類

個人による推薦	様式第1号
法人・団体による推薦	様式第2号
応募	様式第3号

○添付書類

- (1) 推薦を受ける者及び応募する者の住民票（発行後3か月以内のもので、本籍が記載されているもの）
- (2) 居住地の市町村税の納税証明書

○推薦及び応募様式の入手方法

門真市農業委員会事務局の窓口に備えるほか、門真市ホームページからもダウンロードできます。

○受付期間

令和5年10月1日（日）から令和5年10月31日（火）まで

※持参される場合は、平日午前9時から午後5時30分までにご提出ください。

※郵送される場合は、令和5年10月31日（火）までの消印有効です。

※募集人数に達しない時は、受付期間を延長する場合があります。その場合は、受付期間終了日以降に門真市ホームページ等により公表します。

5 選任方法

農業委員の選任は、門真市農業委員候補者選定委員会を開催し、その意見を参考に市長が選定を行い、議会の同意を得て任命します。（必要に応じて追加書類等の提出及び面接を行うことがあります。）

なお、選任結果については、令和5年11月下旬頃までに推薦を受ける者又は募集に応募する者全員に文書で通知します。

6 情報の公表

農業委員会等に関する法律第9条第2項の規定により、受付期間の中間及び終了後に、門真市ホームページ等で以下の内容を公表します。

- (1) 推薦をする者（個人による推薦の場合）の氏名、職業、性別
- (2) 推薦をする者（団体による推薦の場合）の名称、代表者の職名及び氏名、構成員の数及び構成員たる資格等
- (3) 推薦を受ける者又は募集に応募する者の氏名、職業、性別、農業経営の状況及び認定農業者等であるか否かの別
- (4) 推薦又は応募の理由
- (5) 推薦を受けた者の数及びそのうち認定農業者等の数
- (6) 応募した者の数及びそのうち認定農業者等の数

《推薦及び応募書類提出先・問合せ先》

門真市農業委員会事務局（門真市役所 別館3階）

所在地：〒571-8585 門真市中町1番1号

TEL：06-6902-6317（直通）